

身体拘束等適正化規程



株式会社 レアジャパン

身体拘束等適正化規程

第1条（目的及び適用範囲）

この規定は、株式会社レアジャパン（以下「会社」という。）における障害児通所支援施設を運営する事業について、身体拘束等適正化を目的として定める。

第2条（基本方針）

会社が行う事業にあたり身体拘束等適正化のために、以下を基本方針とする。

- 1.利用者の生命、身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2.やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その態様および時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

第3条（身体拘束等適正化責任者）

身体拘束等適正化責任者を会社に1名配置する。

- 1.前項の身体拘束等適正化責任者を社長とする。

第4条（身体拘束等適正化組織体制の整備）

- 1.身体拘束等適正化委員会を設置する。
- 2.身体拘束等適正化委員会は少なくとも年に1回以上開催するものとし、開催結果については記録保管するとともに、従業員にその内容の周知徹底を図ることとする。
- 3.身体拘束等適正化委員会の構成は下記の委員で構成する。

委員長：身体拘束等適正化責任者とする。

委員：障害児通所支援施設の管理者とする。

4.身体拘束等適正化委員会の役割

実際に発生した身体拘束等の事例の分析検討をはじめ、身体拘束等の適正化のための研修プログラム作成等を行うものとする。

第5条（身体拘束等適正化の職員研修）

会社では、身体拘束等適正の基礎的内容等適切な知識を普及、啓発するとともに、その徹底を図るために、従業員に対し、研修を定期的（年1回以上）実施する。

第 6 条（事業所で発生した身体拘束等の報告）

1. 事業所で「第 7 条（事業所でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続）」に規程する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例を発見した従業者は、速やかに事業所の管理者に報告する。報告を受けた管理者は、川崎市及び身体拘束等を受けた利用者に係る支給決定市区町村の虐待担当窓口はその旨を通報すること。
2. 管理者が身体拘束等を指示している場合など、上記 1. の対応が取り難い理由がある場合は、当該事例を発見した従業者が直接所管の市区町村の虐待担当窓口へ通報すること。
3. 身体拘束等を発見し報告した従業者、身体拘束等またはその疑われる事案を市区町村に通報した従業者に対し、このことを理由とするいかなる不利益な取り扱いを行わないものとする。

川崎市通報窓口	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL:044-200-0082 TEL:044-200-3932
---------	--

第 7 条（事業所でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続）

1. 事業所でやむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の 3 要件について身体拘束等適正化委員会で安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう慎重に判断するよう留意し、検討した上で実施する。

要件	具体的内容
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合、身体拘束等をおこなうことにより利用者本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認すること。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。

一 時 性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合、利用者本人の状態像等に応じて最も短い拘束時間を想定すること
-------	--

2.身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画書に身体拘束等も様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

- ①当該支援計画について、適宜利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ること。
- ②予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族に十分に説明を行い、説明日時、説明者、相手方、説明内容等を記録する。
- ③身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から 5 年間保管する。

第 8 条（身体拘束等発生時の対応）

1. 事業所で「第 7 条（事業所でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続）」に規程する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例が発生した場合、「第 6 条（事業所で発生した身体拘束等の報告）」のとおり速やかに通報を行うものとする。
- 2.当該身体拘束等事例に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに、身体拘束に関し市区町村からの指導を受けた場合は指示に従い、必要な改善を行うものとする。
3. 体拘束等事例に関してその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

第 9 条（その他身体拘束等の適正化推進）

本規程に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国、地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取組ものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。